

令和7年度 第1回県政参画電子アンケート  
「鳥取県社会的養育推進計画の改訂」に関するアンケート  
結果概要

## 1 調査概要

- テーマ 「鳥取県社会的養育推進計画の改訂」に関するアンケート
- 実施期間 令和7年8月29日～9月8日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 710名
- 回答数 427名(回答率 60.1%)

## 2 目的・概要

この計画は、こどもが家庭において健やかに育まれることを第一に、また、家庭で暮らせない場合であっても、里親における「家庭養育」を原則とし、施設においても「できる限り良好な家庭環境」で、こども一人一人の権利が尊重され幸せに生活することができるよう、県や関係者・関係機関が取り組むべき施策の方向性を定め、社会的養育施策の充実を図ることを目標とした計画です。

この計画の期間は、令和2年度から11年度までとなっています。計画の中間年度にあたる令和6年度に、これまでの計画取組を評価するとともに計画策定後の社会的養育施策の動向変化や新たな課題への対応を踏まえて、この度、令和7年度以降の「後期計画」を策定することとしています。

この度、県民の皆様から計画の改訂案に関するご意見を幅広く募集し、計画改訂への資料としました。ご協力ありがとうございました。

### こどもの権利擁護の推進について

#### (現状)

本県では、児童虐待の未然防止やこどもの権利擁護の重要性を広く県民に周知するための啓発活動を実施してきました。また、令和5年6月から児童相談所一時保護施設の全てと一部の児童養護施設で、「県版アドボカシー事業※1(こどもの意見表明支援事業)」を実施しています。

#### (今後の取組)

こどもの権利擁護の推進に向けて、以下のとおり取り組めます。

①	・児童養護施設等におけるこどもの権利に関する学習会実施を継続する。 ・児童相談所一時保護施設における生活の満足度アンケートの実施、児童養護施設等におけるこどもの権利ノートの活用及び意見箱の運営等の継続又は、必要に応じて見直しをする。
②	「県版アドボカシー事業(こどもの意見表明支援事業)」において ・意見表明支援員の増員と研修体制の充実、全ての児童養護施設等に意見表明支援員を派遣する。 ・より第三者性・独立性を担保するための事業運営のあり方を検討する。
③	・こどもの意見に対して、児童相談所や児童養護施設等が執った対応等を児童福祉審議会※2へ報告し、助言を求めるなど児童福祉審議会を活用したこどもの意見を反映させる取組を推進する。
④	・里親、社会的養護施設、市町村等を対象とした、こどもの権利擁護に関する研修を積極的に実施。 ・こどもの権利擁護に関連する新たな制度(「共同親権※3」、「こども性暴力防止法※4」)への理解・啓発に努め、必要な対応を実施する。

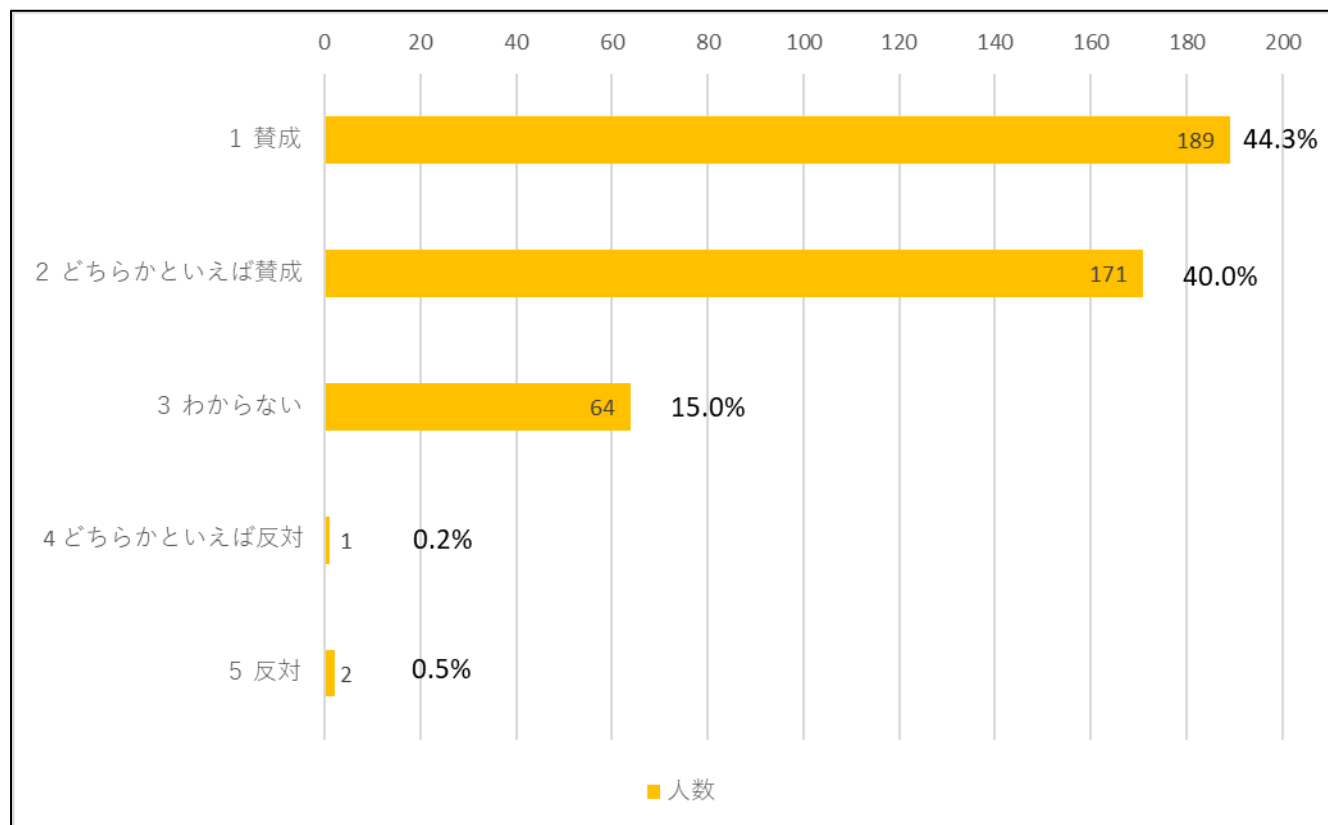
※1 児童相談所一時保護施設や児童養護施設等で生活するこどもの立場で、こどもの声を聴き、意見の形成や表出をサポートするアドボキット(意見表明支援員)派遣の他、当事者グループの活動支援等を実施。

※2 児童福祉法に基づき、こどもや妊産婦などの福祉について調査、審議するために、都道府県等などの執行機関に設置される附属機関。

※3 離婚後も父母双方がこどもの親権を持つこと。令和8年5月24日までに施行。

※4 学校や児童福祉施設等において、従事者による児童への性暴力の防止等の措置を講じることを義務付ける。令和6年6月26日公布。

【問1】 上記の取組方針についてどう思われますか。当てはまるものを一つ選択してください。



【問2】 問1に関してご意見があればお聞かせください。

※自由記載のため省略

## 在宅支援の充実について

### (現状)

市町村では、従来から市町村が持つ母子保健機能と児童福祉機能を統括した「こども家庭センター」を設置し、こどもや妊産婦、子育て世帯に対する一体的な支援に取り組んでいます。また、「子育て短期支援事業」や「子育て世帯訪問支援事業」等の家庭支援事業※5等による、在宅支援の充実を図っているところです。

一方、妊娠中に適切な支援を受けられず、虐待により、こどもが死亡に至る事例が全国で発生しており、妊産婦等への支援の一層の強化が求められています。

### (今後の取組)

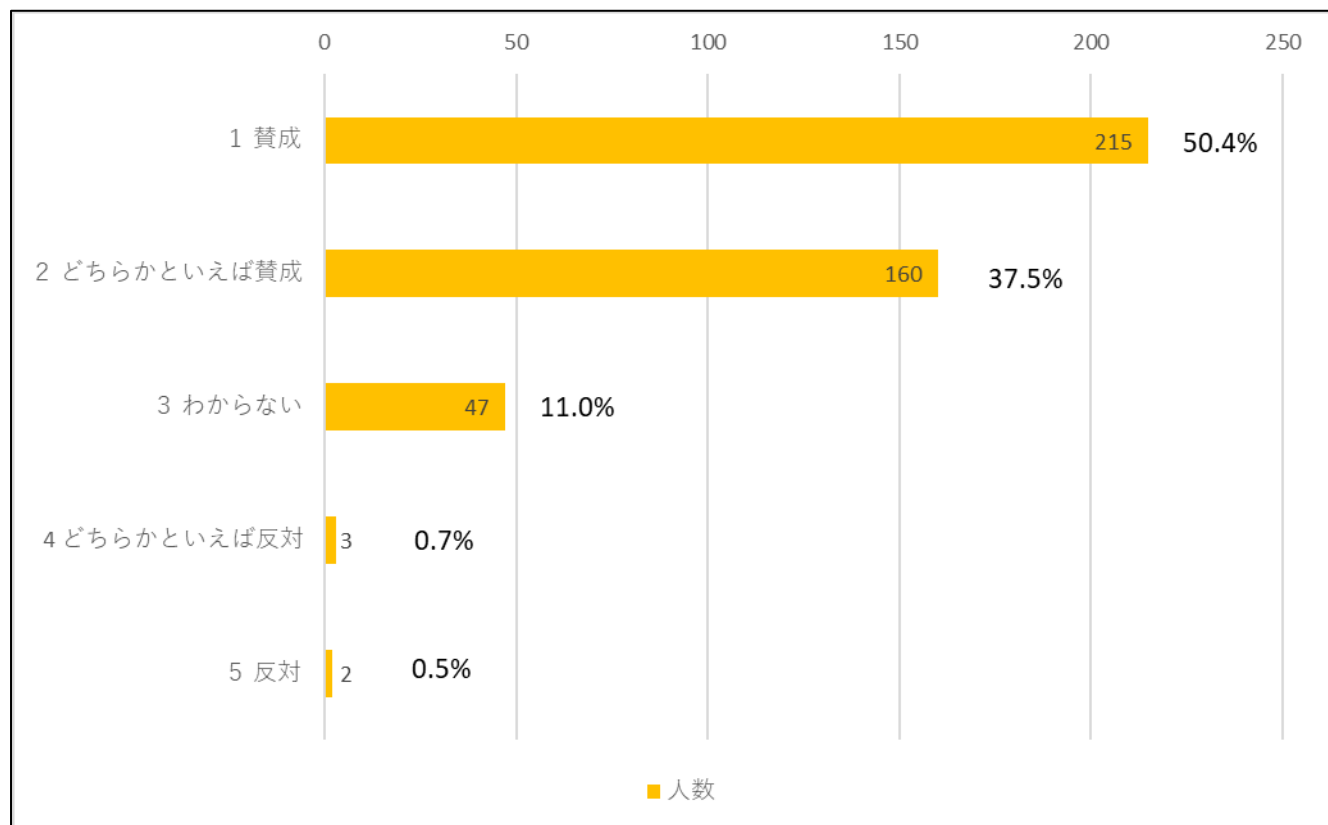
在宅支援の充実に向けて、以下のとおり取り組みます。

①	・令和9年度までに県内全ての市町村が「こども家庭センター」を設置することを推進する。
②	・特に利用ニーズの高い事業を多くの市町村で実施できるよう支援を行う。 ・小規模市町村で単独で実施することが難しい事業を、近隣市町村との共同実施等も含めた市町村支援を行う。
③	・市町村及び児童相談所において、児童家庭支援センターの指導委託を推進する。 ・多くの市町村から子育て世帯訪問支援事業や養育訪問支援事業が受託できるよう児童家庭支援センターの運営に関する支援を行う。
④	・在宅支援サービスにおいても親子分離を防ぐ支援ができる強みを活かし、子育て支援短期入所事業や親子関係形成事業等の事業を受託できるよう、母子生活支援施設への運営支援を行う。
⑤	・児童相談所の一時保護委託や市町村の子育て短期入所支援事業を依頼できる里親を増やし、地域でこどもを支える里親を増やしていく。
⑥	・妊娠から出産、出産後の生活支援を含めた支援が提供できる「妊産婦等生活援助事業※6」の実施を検討する。

※5 児童福祉法第21条の18に規定された6つの事業(子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)を指す。

※6 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、実施主体(都道府県又は市町村)が一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供、医療機関等の関係機関との連携を行う。

【問3】 上記の取組方針についてどう思われますか。当てはまるものを一つ選択してください。



【問4】 問3に関してご意見があればお聞かせください。

※自由記載のため省略

## 里親委託の支援について

### (現状)

平成28年の改正児童福祉法により家庭養育優先の原則が示され、新たに社会的養護が必要となったこどもは、里親・ファミリーホーム※7(以下「里親等」という。)への委託を優先していますが、本県では、里親等よりも、乳児院及び児童養護施設等を利用することの方が多く実情があります。

また、法的に安定した親子関係や永続的な養育を保障する選択肢として、養子縁組や特別養子縁組制度の活用が推進されており、本県では、児童相談所が関与することの特別養子縁組成立件数は、毎年1～2件の状況にあります。

### (今後の取組)

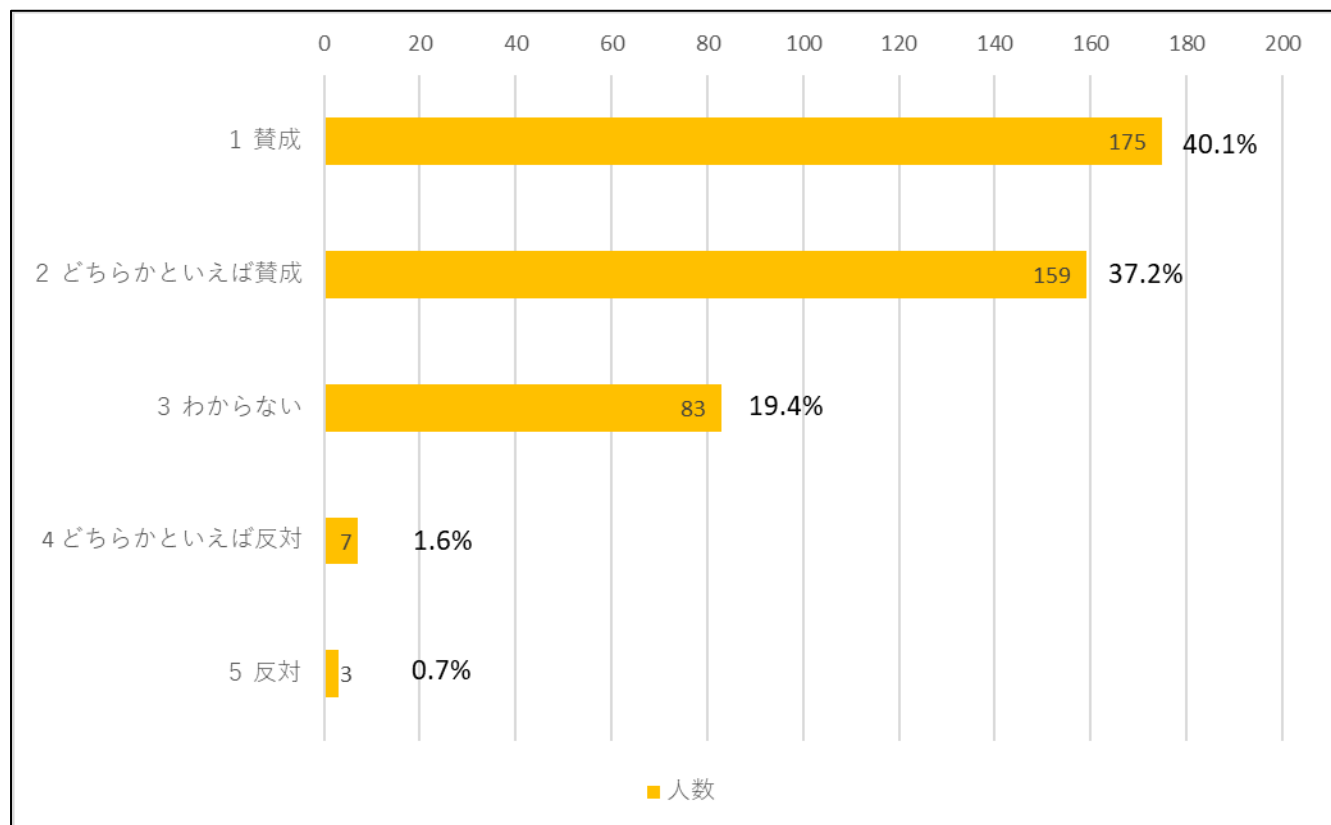
里親委託の推進に向けて、以下のとおり取り組みます。

①	・里親委託率は、3歳未満(75.0%)、3歳以上就学前児童(75.0%)、学童期以降の児童(50.0%)を目標値とし、里親登録数の増加、里親家庭とこどもの適切なマッチング、里親養育の質の向上等、包括的な里親支援体制の充実に向けた取組を推進する
②	・児童相談所、里親支援センター※8、児童養護施設等が協働して説明会を開催し、広く県民に里親制度の周知啓発を図る ・こどもに携わる専門職等を対象とした里親制度の説明会を開催し、里親確保に向けて新たな取組を行う。
③	・里親が養育場面で直面する多くの課題に対して、適切な対応ができるよう、こどもの育ちに必要な実践的な研修内容を提供し、里親養育の質の向上に向けた研修体制の充実を図る
④	・里親委託後、委託児童の支援計画を里親等、児童相談所、里親支援センター、里親支援専門相談員が共有するとともに、こどもの状況に応じて、定期的な見直しを行う ・保護者との交流等が可能なこどもについては、親子交流に関する支援も併せて行う ・児童相談所、里親支援センター、市町村が中心となり、里親を支える支援体制を構築する
⑤	・里親サロン等の実施を通じ、日頃の養育に関する相談ができる場を提供し、里親同士が支え合う関係づくりを進める
⑥	・児童相談所は、里親委託にあたって、こどもと実親、里親の双方が安心できる十分な事前説明と情報提供を行う ・里親委託後の見通しを関係者に説明し、マッチング段階ではこどもと里親の不安を解消し、こどもと里親双方の安心が確認できた段階で委託を行うなど、丁寧な里親委託を推進する
⑦	・医療機関等に対し、研修等を通じて、養子縁組や特別養子縁組制度を正しく理解する機会を提供し、制度の認知度の向上を図る
⑧	養子縁組や特別養子縁組の推進にあたって、 ・児童相談所と里親支援センターが連携して対応する ・こどもや養親への支援が途切れることのないよう継続的な支援を実施する ・真実告知など養親が抱える特有の悩み等について継続的に対応する
⑨	・児童相談所が関与して特別養子縁組が成立した事例では、将来、こどもが自分の出自を知りたいと思った時に対応できるよう、児童記録の永年保存を行う

※7 里親や支援員が5～6人のこどもを家庭に迎え入れて養育する事業。

※8 里親制度の普及促進やリクルート、里親への養育支援、里親への研修及びトレーニング等の包括的な里親支援を実施する児童福祉施設。

【問5】 上記の取組方針についてどう思われますか。当てはまるものを一つ選択してください。



【問6】 里親委託の支援に関してご意見があればお聞かせください。

※自由記載のため省略

**施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた施設運営の充実について**

**(現状)**

本県では、従前から乳児院や児童養護施設(以下「乳児院等」という。)の小規模化に取組み、小規模化が図られています。

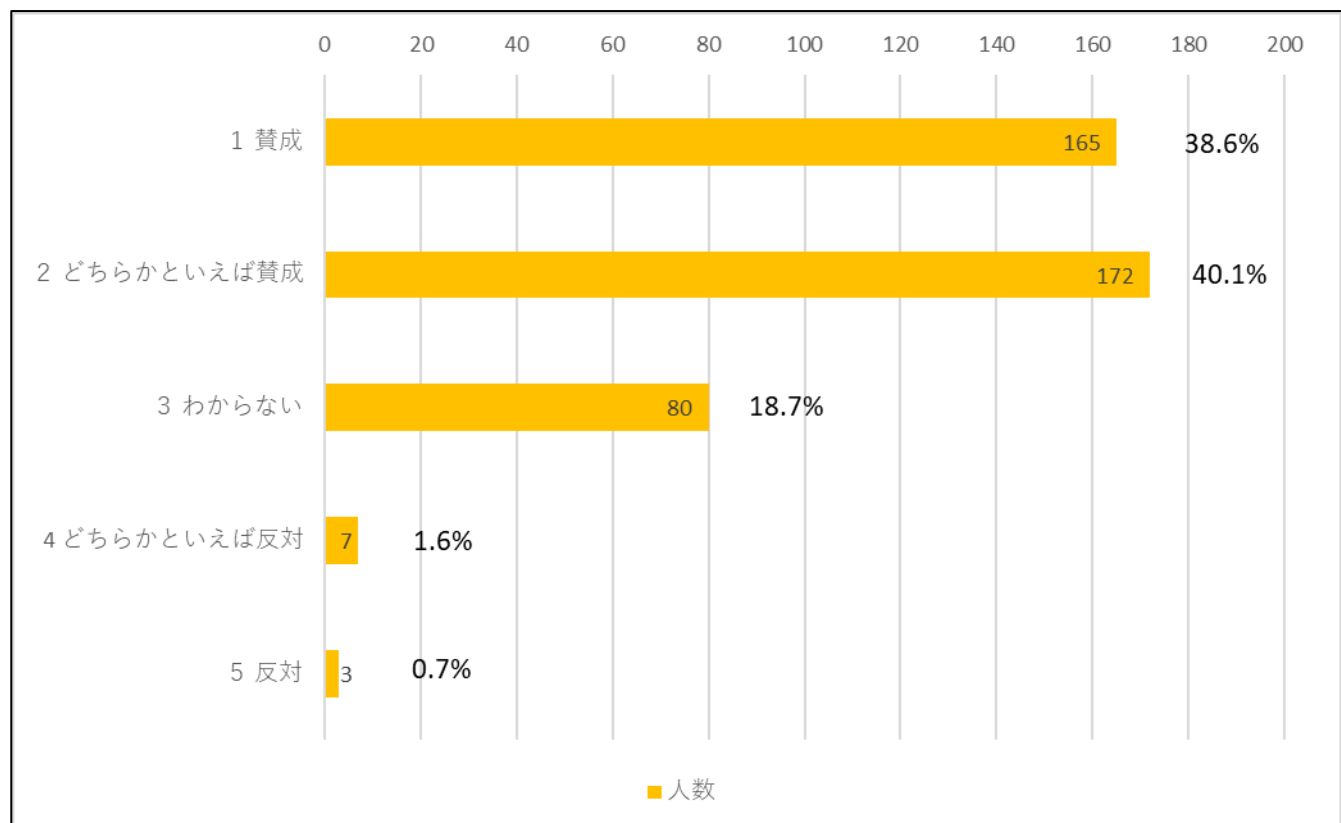
一方で、これまで培ってきた養育の実践を地域住民に還元する取組、家庭養育推進原則に基づき、乳児院等を利用している子どもと保護者との関係を再構築する支援など、乳児院等の高機能化や多機能化が求められています。

**(今後の取組)**

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた施設運営の充実に向けて、以下のとおり取り組めます。

①	・小規模かつ地域分散化された施設で、より質の高い支援を必要とする子どもを養育できる人材育成と心理療法担当職員等の専門職員の配置・活用による施設の機能強化
②	・県版アドボガシー制度の充実を図り全ての乳児院等に意見表明支援員を派遣できる環境整備
③	・乳児院等における一時保護専用施設の設置、家庭支援事業のうち、特に、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成事業の実施促進
④	・適切なアセスメントに基づく支援計画により、子どもや保護者の状況に応じた親子関係の再構築支援に関する取組を推進する
⑤	・県や県児童養護施設協議会が実施する子どもの権利擁護に関する研修体制等を強化する
⑥	・施設内で重大事案が発生した場合は、重大事案が発生した場合の対応指針等に基づき適切な対応を実施することによる、安心安全な施設運営の充実

**【問7】** 上記の取組方針についてどう思われますか。当てはまるものを一つ選択してください。



**【問8】** 問7に関してご意見があればお聞かせください。

※自由記載のため省略

## 児童相談所の体制強化

### (現状)

本県では、東中西部に各1か所の児童相談所を設置するとともに、総務部門を除き、社会福祉専門採用の職員を配置。また、各施設に一時保護施設を付設しています。

さらに、国が示した児童相談所強化プランに基づき、本県では、国の配置基準を上回る児童福祉司を配置し、令和2年度からは、全ての児童相談所一時保護施設で第三者評価を受審、令和5年度からは、児童相談所でも第三者評価を受審しています。

一時保護施設の運営面では、令和5年6月からの「県版アドボカシー事業」を開始し、一時保護施設の運営にこどもの意見を反映させる等の取組も行っています。

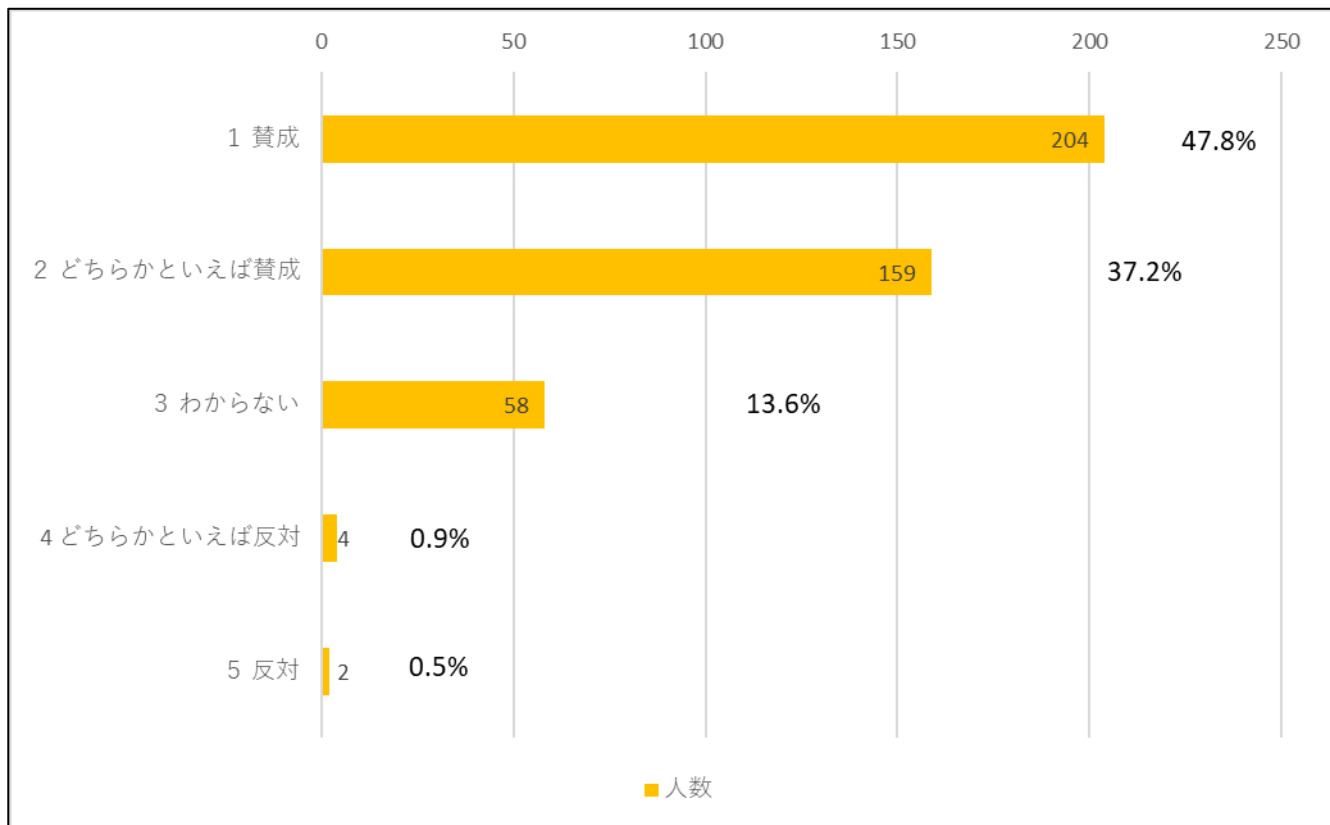
これらに合わせて、働き方改革や増加する虐待への対応として、児童相談所業務の効率化と人材確保・育成も喫緊の課題として対応していく必要があります。

### (今後の取組)

児童相談所の体制強化に向けて、以下のとおり取り組みます。

①	・相談対応件数等に応じ、児童福祉司や児童心理司等を適切に配置 ・児童相談所及び児童相談所一時保護施設第三者評価の受審を継続 ・ICTを活用した業務効率化や職員が働きやすい職場環境の整備
②	・一時保護の実施や児童養護施設等への入所措置が伴う行政処分の場面における「県版アドボカシー制度」の充実
③	・児童相談所が対応する困難な相談事例について、児童福祉審議会への意見聴取を積極的に実施し、こどもや保護者支援の充実
④	・こどもや保護者を取り巻く環境を踏まえた適切なアセスメントを実施するとともに、虐待等による傷つきがあるこどもへのケア、子育てに悩む保護者に寄り添った相談支援等、こどもや保護者のニーズに沿った適切な支援の実施
⑤	親子関係の再構築支援について、 ・市町村や児童家庭支援センターと連携し、親子関係修復に必要なプログラムを提供する仕組みづくりを検討する ・児童家庭支援センターへの積極的な指導委託を推進
⑥	人材育成について、 ・こどもの権利擁護に関する深い知識を有している、こどもを中心とした支援や保護者に寄り添った支援ができる、関係機関との連携・協働を円滑に行うことができる等、児童相談所職員として求められる資質を備えた人材育成 ・児童福祉司や児童心理司に対して、的確なスーパーバイズ(指導・教育)ができる係長級又は課長補佐級の職員の育成
⑦	・鳥取県社会福祉職人材育成方針に基づき、研修、職場内OJTを通じた、計画的な職員の人材育成 ・市町村職員と児童相談所職員の積極的な人事交流による連携強化を推進

【問9】 上記の取組方針についてどう思われますか。当てはまるものを一つ選択してください。



【問10】 問9に関してご意見があればお聞かせください。

※自由記載のため省略

## 社会的養護経験者等の自立支援について

### (現状)

社会的養育経験者(ケアリーバー)※9の生活や就労等に関する相談支援については、国がモデル事業を創設した平成20年度当時から、本県ではこの事業を活用し、社会的養育経験者への相談支援事業を実施してきました。

令和4年改正児童福祉法により、社会的養護自立支援拠点事業が児童福祉法に位置付けられたことを契機に、社会的養護経験者のみならず、これまで公的支援につながらなかった方も当該事業の対象となったことを踏まえ、今後は新たな支援対象者に対する当該事業所の周知等をどう図るかが課題となっています。

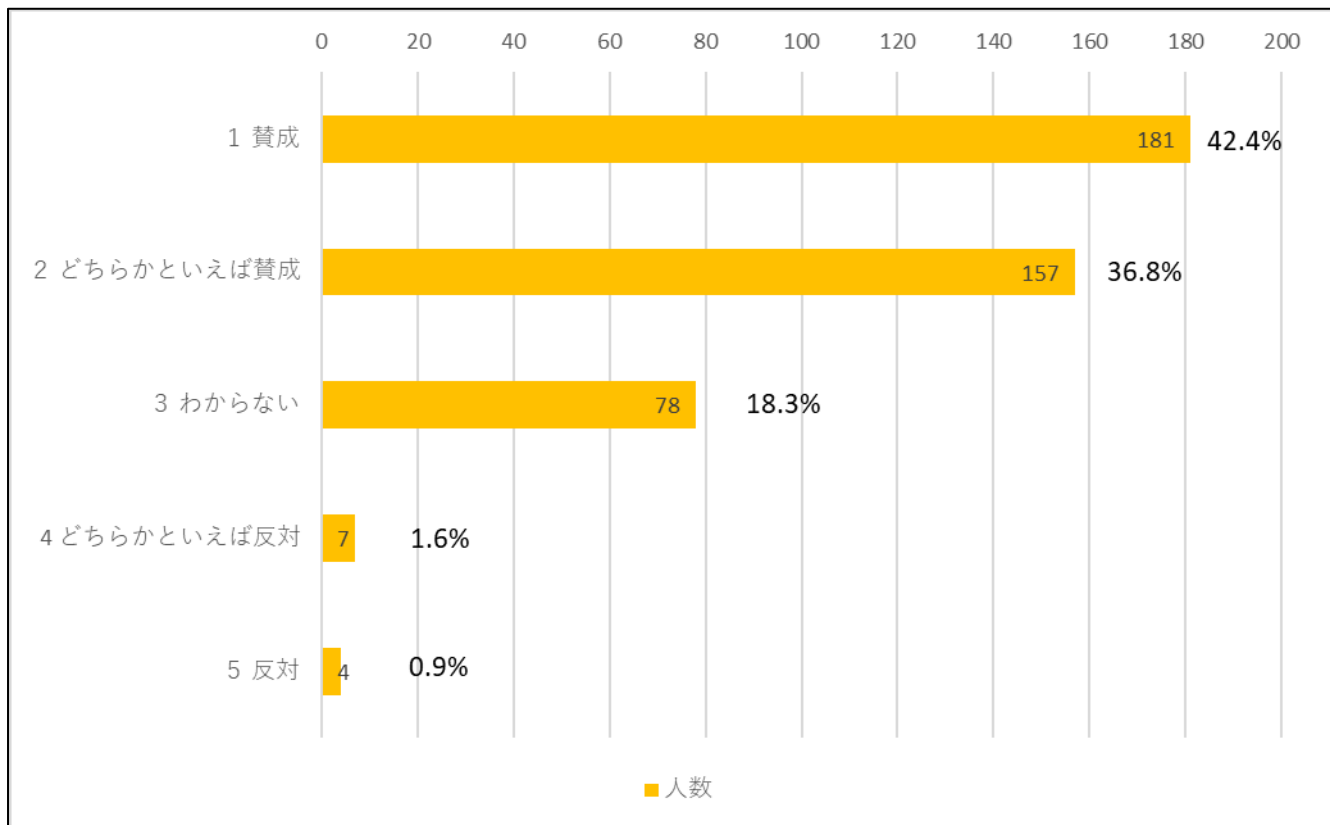
### (今後の取組)

社会的養護経験者等の自立支援に向けて、以下のとおり取り組みます。

①	・進学、就職等により施設等の入所措置が解除されることが見込まれる場合は、奨学金、資格取得、住居に関すること等、自立生活に必要な各種手続きなどの支援を措置継続中の段階から、施設、里親等、児童相談所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所等のことも取り巻く関係機関が連携して支援する
②	・児童養護施設等において、自立支援員や職業指導員等の配置と措置解除後のアフターケアの取組み充実を推進
③	・児童自立生活援助事業所(Ⅰ型(自立援助ホーム))をはじめ里親、ファミリーホーム等における児童自立生活援助事業の実施を推進 ・20歳を超えての児童自立生活援助事業の利用や、当該事業の利用を終えた後に再度利用が必要となった者に対して、生活場所や必要な支援を提供できる体制整備
④	・社会的養護経験者やこれまで公的支援につながらなかった方が、いつでも気軽に相談できるよう、社会的養護自立支援拠点事業所の周知と機能強化
⑤	・社会的養護経験者やこれまで公的支援につながらなかった方が置かれている状況等を把握し、適切な支援につなげる仕組みの構築に向けて、関係機関で構成する「社会的養護自立支援協議会」の設置を検討

※9 成人等により、児童養護施設や里親などの社会的養護の保護を離れた人。

【問11】 上記の取組方針についてどう思われますか。当てはまるものを一つ選択してください。



【問12】 問 11 に関してご意見があればお聞かせください。

※自由記載のため省略